

平成30年4月1日より

時間外特別徴収金を 改定します。



時間外特別徴収金

夜間・休日に入院の必要のない軽症患者さんが受診した場合

通常の診療費とは別に、**8,000円(税込)**を
お支払いいただきます。 ※平成30年3月31日までは、5,500円(税込)

対象時間

- ◆ 月～金曜日 : 17:15～翌日8:30
- ◆ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日) : 終日

免除となる場合

- ・ 救急車で来院し、緊急な処置対応が必要と医師が判断した場合
- ・ 救急外来受診のための紹介状を持参された場合
- ・ 受診後、そのまま入院となった場合
- ・ 治験協力者の場合
- ・ がん化学療法施行中(開始から概ね4週間以内)の場合
- ・ 当院で出産予定の妊産婦である場合

時間外特別徴収金とは…

当院は、急性期病院として24時間体制で救急患者さんの受入れを行っています。しかし現実には軽症の方が多く来院され、本来の役割に支障が出ています。「一刻を争う患者さん」や「重症の入院患者さん」の診療に専念する目的から、通常の診療費とは別に、時間外特別徴収金をお支払いいただいております。

お問い合わせは、医療事務室まで
TEL 027-322-5901(代表)



独立行政法人
国立病院機構

高崎総合医療センター

- 地域医療支援病院
- 地域がん診療連携拠点病院
- 地域災害拠点病院